

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成31年度第1回 所沢市福祉部指定管理者選定委員会
開 催 日 時	平成31年4月10日（水）午前11時から午後4時15分
開 催 場 所	所沢市役所 301 会議室
出 席 者 の 氏 名	芳原 勝伸、草留 彰、植村 尚史、松宮 昌美、 当麻 靖男、並木 和人、市川 雅美、高橋 国弘
欠 席 者 の 氏 名	なし
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	なし
議 題	(1) 今後のスケジュール (2) 施設概要説明及び施設見学 (3) 施設指定管理者選定にかかる事前審議事項（非公開） (4) その他
会 議 資 料	(1) 所沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 (2) 指定管理者制度の導入及び運用に関するガイドライン (3) 福祉部指定管理者選定委員会委員名簿 (4) 平成31年度福祉部指定管理者選定委員会スケジュール (5) 事前審議資料（一部非公開） (6) 参考資料（所沢市個人情報保護条例等関係条例 外）
担 当 部 課 名	福祉部：瀬能部長 福祉総務課：中村課長、仲主査、原主任 高齢者支援課：新井課長、田中主幹、仲園長、尾見主任、 伊藤主任  (事務局) 福祉部福祉総務課 電話 04-2998-9113

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	<p>&lt;開会&gt;</p> <p>委嘱状交付 市長に代わり、福祉部長より各委員に委嘱状の交付を行う 福祉部長よりあいさつ</p> <p>選定委員の自己紹介 各委員の自己紹介後、事務局及び所管課職員の自己紹介</p> <p>委員長の選出（互選による選出） 所管部の次長を委員長に決定した。 委員長よりあいさつ</p>
委員長	<p>議事に入る前に、委員長の職務代理として、財務部次長である当麻委員を指名する。</p>
委員長	<p>選定委員会の公開・非公開、及び会議録の作成について諮る。</p> <p>（事務局案） 会議の公開・非公開について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本日の議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>（１）今後のスケジュール（公開）</li> <li>（２）施設概要説明及び施設見学（公開）</li> <li>（３）施設指定管理者選定にかかる事前審議事項（非公開）</li> </ul> </li> <li>・ 今後の選定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 回 指定管理者申請団体のヒアリング（非公開）</li> <li>第 3 回 指定管理者の選定（非公開）</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;非公開の理由&gt; 委員の自由な発言機会を確保するため （所沢市情報公開条例第 7 条第 5 号）</p>

委員一同	<p>会議録の作成について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要約記述方式とする</li> <li>・ 委員長の承認をもって議事録確定とする</li> </ul> <p>了承</p>
委員長	<p>傍聴希望の申入れを確認</p> <p>傍聴希望者なし</p>
事務局	<p>(1) 今後のスケジュールについて</p> <p>資料4「平成31年度福祉部指定管理者選定委員会スケジュール」(案)について説明。第1回目の本日は、施設概要説明後、施設見学と事前審議事項の審議を行い、5月に募集要項の配布及び応募の受付を行う。第2回目に応募団体のヒアリングを行い、評価表による評価をお願いしたい。第3回目は、その結果を踏まえて、指定管理候補者の選定協議、審査、選定を行う予定である。</p>
高齢者支援課	<p>(2) 施設概要説明及び施設見学</p> <p>資料5「事前審議資料」の「1事前説明事項」に沿い「(1)施設概要」「(2)施設の設置根拠」「(3)施設の設置目的及び実施事業」「(4)利用対象者」の説明を行った。</p>
高齢者支援課	<p>資料5「事前審議資料」の「1事前説明事項」に沿い「(5)運営の基本方針」「(6)管理運営の基準」の説明を行った。</p> <p>施設概要について、質疑応答を行う。</p>
委員	<p>老人福祉センター4荘の内、さやまがおか荘及び緑寿荘に指定管理者制度を導入する理由を確認したい。</p>
高齢者支援課	<p>さやまがおか荘及び緑寿荘は、複合施設内の施設であり、同じ建物内の他施設では、既に指定管理者制度が導入されている。うしぬま荘及びあづま荘は老人福祉センター単独の施設である。自然災害等の際、老人福祉センターを避難所として使用する場合に、複合施設では被災者の受け入れが難しい可能性があるため、単独施設である2荘を市直営として残し、複合施設であるさやまがおか荘及び緑寿荘</p>

	<p>に指定管理者制度を導入するものである。</p>
委員	<p>複合施設であるなら、同じ建物内の他施設と同一事業者が指定管理者となるのが望ましいのか。その点を選定時に考慮すべきか。</p>
高齢者支援課	<p>複合施設内には、図書館や児童館があるが、それぞれの業務に適した事業者が指定管理者として選定されている。今回は老人福祉センターに適した事業者を選定していただきたい。</p>
委員	<p>同じ建物だが、あくまで別施設とする考え方で納得した。</p>
委員	<p>老人福祉センター4荘は指定避難場所として指定されているのか。</p>
高齢者支援課	<p>指定避難場所としての指定は受けていないが、過去に一時避難所として使用しているため、今後も避難所になり得ると考えている。</p>
事務局	<p>補足説明であるが、老人福祉センターは指定避難場所としての指定は受けていない。ただし、平成28年、平成29年の台風被害の際に、畳や入浴設備があったことから、住宅の被災により帰宅困難な被災者の一時避難場所として使用したことがあり、今後も自然災害時には、こうした対応をとる可能性があると考えられる。</p>
高齢者支援課	<p>複合施設であると、被災者の受入れ時に、被災者のプライバシーの確保や、同じ建物内の他施設の運営に影響が出る等の問題が考えられる。そのため、避難所としては単独施設であるあづま荘、うしぬま荘を想定し、当面の間、市の直営として残す。避難所としての使用には課題がある複合施設のさやまがおか荘、緑寿荘には指定管理者制度を導入し、運営の効率化を図る考えである。</p> <p>施設見学</p> <p>事務局の案内によって、老人福祉センターさやまがおか荘及び老人福祉センター緑寿荘の見学を行い、帰庁する。</p> <p>(3) 施設指定管理者選定にかかる事前審議事項 (非公開)</p>

事務局	<p>(4 その他)</p> <p>第2回、第3回の会議日程について連絡した。</p> <p>&lt;閉会&gt;</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-----	--